



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

## 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

### 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {  
■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方  
または  
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

### 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

芸西村役場 健康福祉課

子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯以外)担当

☎ : 0887 - 33 - 2112 (平日8:30~17:15)

## 3. 給付金の支給手続き

### I. 申請不要の方

① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方

- ▶ 児童手当または児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

- ※ 支給を希望しない場合は、7月14日までに受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、役場窓口にて振込指定口座の変更手続きをしてください。
- ※ 修正申告等により、課税・非課税の区分が変わった方は、新規給付または支給済の給付金の返還の対象となる場合があります。

### II. 申請が必要な方

① 養育する全ての児童が中学校を卒業している住民税非課税の方  
② 住民税非課税ではないが、コロナウイルスの影響で、令和3年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった方

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに健康福祉課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。  
申請書は芸西村ホームページ及び健康福祉課にあります。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。